

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進に関する意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷などによる身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状を呈する疾患と言われている。

国は、平成19年度から厚生労働科学研究費補助金において研究を実施しており、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像診断基準が定められた。また、平成24年には硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法が先進医療として定められるとともに、平成26年1月に開催された先進医療会議では、ブラッドパッチ療法の有効率は82%（527件中432件が有効）と報告されたところであり、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法を保険適用とすること。
- 2 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月7日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）